



支え合って50年 国民健康保険

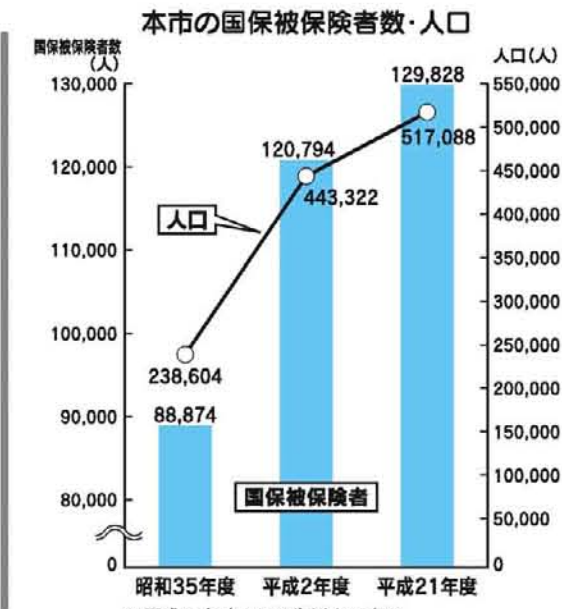
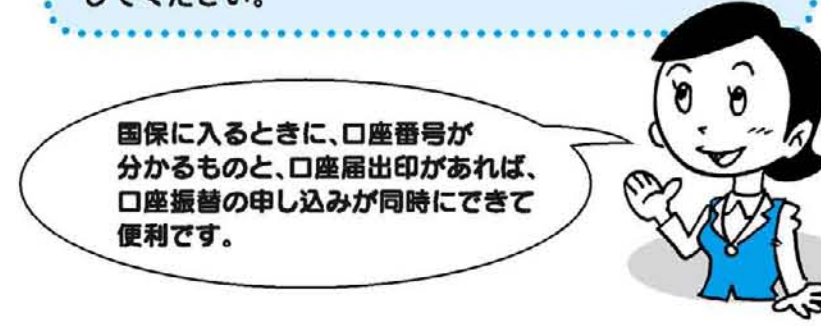
皆さんの健やかな暮らしを支え合う
松山市国民健康保険(国保)制度は、
昭和35年6月1日の制度開始から、50
年がたちました。今回は、制度の沿革を
振り返りながら、あらためて国保制度
について考えてみましょう。

① どういう人が加入するの?

会社などの健康保険に加入している人とその扶養家族、生活保護を受けている人以外のすべての人は、国保に加入しなければなりません。



Q 国保の手続きは自動的にされるの?
A 国保の加入や喪失などには、届け出が必要です。届け出が遅れると、さかのぼって保険料を納めたり、医療費を返還したりする場合がありますので気を付けてください。下表で国保の手続きについて、よく確認してください。

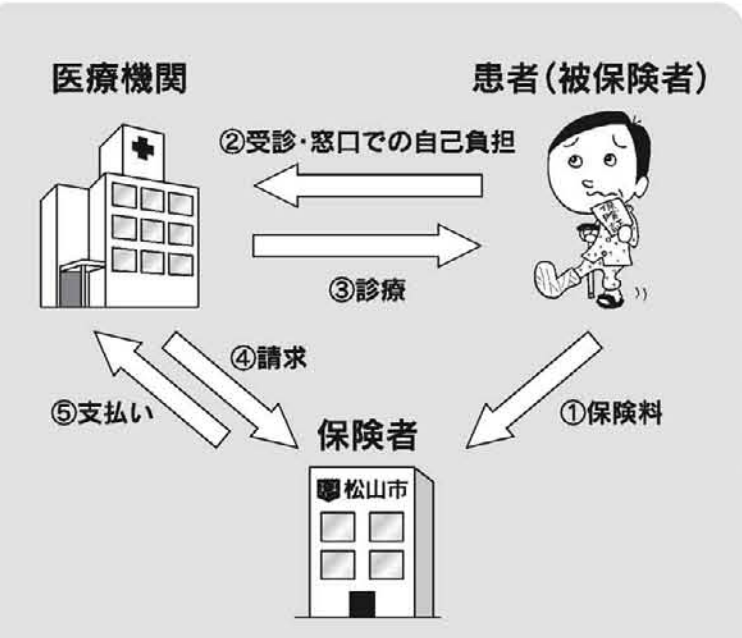


国保の加入者は、人口の増加や高齢化、産業構造の変化により大きく変わっています。

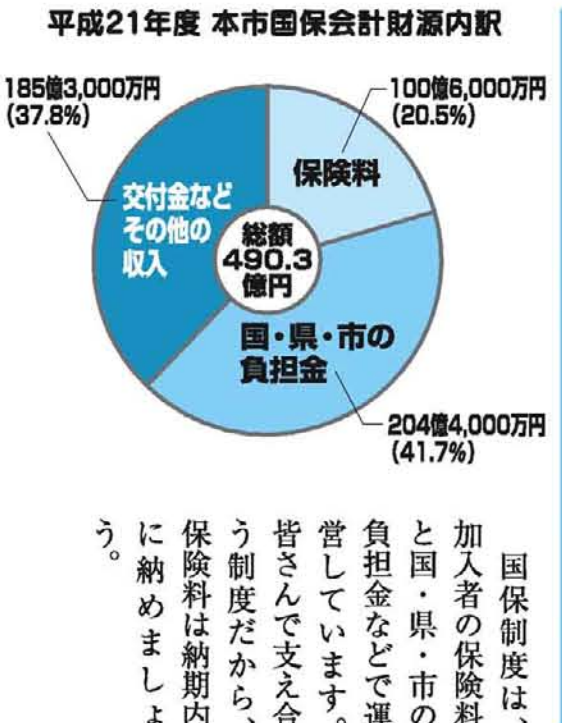
昭和30年代に国民全員が医療保険に加入できるようになるべきという社会的機運が高まり、昭和36年には国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険体制が実現しました。これからは加入者の皆さんが健やかに生活していくために、国保制度を加入者の支え合いで守っていくことが大切です。

② どんな給付があるの?

国保には、次のようなさまざまな給付があります。病気やけがで医療機関で診療を受けた際に、窓口で保険証を提示すると、医療費が一部の自己負担(年齢や所得によって異なる)で済みます。残りの医療費は、国保から医療機関へ支払うようになります。また医師が認めたコルセットなどの器具の代金や、保険証が提示できずにいったん全額支払ったときなどは、市へ申請すると、一部払い戻しが受けられる場合があります。



3 保険料って
どいなるの? 国保制度は、加入者の保険料と国・県・市の負担金などで運営されています。皆さんで支え合う制度だから、保険料は納期内に納めましょう。



4 医療費って
どいなるの? 高齢化や高度医療の提供などで、国保の医療費は年々増えています。また医療費に占める傷病の割合では、20年前から変わらずに、脳卒中、心臓病などの循環器系疾患が上位を占めています。

本市国保の医療費総額・1人当たりの医療費

年度	医療費総額	1人当たりの医療費
S35年度	262,866千円	2,958円
H2年度	16,926,066千円	171,190円
H19年度	37,894,549千円	290,148円
H20年度	39,488,642千円	302,000円
H21年度	40,633,184千円	312,787円

平成22年中の所得がなかった人も申告を受け付けます。

- 国民健康保険加入者
 - 後期高齢者医療保険加入者(同世帯に国民健康保険加入者がいる場合)
 - 国税務署や市区町村で申告している人、勤務先で年末調整済みの人は除く
- 【申告場所】
国保・年金課(市役所別館3階)、支所、出張所
※申し出により郵送でも受け付けます

Q 医療費が増え続けるとどうなるの?
A 医療費が増えて、保険給付の費用が増えれば、安定的な国保運営が困難になり、加入者の負担が大きくなってしまいます。

Q 医療費を抑えるためには、どうしたらいいの?
A 医療費の約30%を占めているのは「生活習慣病」といわれている病気。生活習慣を見直すことで、予防や改善ができ、医療費の抑制につながります。

お問い合わせは、①については、国保の手続き ☎948 6363、
口座振替 ☎948 6376、② ☎948 6361、③ について、保
料の支払い・相談 ☎948 6368、所得の申請・保険料の計算 ☎
948 6375、④ ☎948 6375、⑤ 共通 ☎934 2631

そのほかにも、こんな給付が受けられます

- 医療費が高額になったら
月の初めから末までの1か月に、一つの医療機関の入院・外来・内科・歯科ごとの一定の自己負担額を超える金額を支払った場合は、市へ申請すると、医療費の一部が払い戻されます。
- 入院したら
入院で医療費が高額になると予想される場合は、あらかじめ市へ申請して限度額適用認定証の交付を受けることで、医療費の支払いを自己負担限度額までにすることができます。
- 子どもが生まれたら
加入者が出産する場合、医療機関で手続きすることにより出産育児一時金が、市から医療機関へ支払われます。出産費用が出産育児一時金相当額を超えない場合は、差額を支給しますので、市へ申請してください。
- 死亡したら
加入者が死亡した場合、葬儀を行った人(喪主)は、市へ申請すると2万円が支給されます。



そんな人には、
特定健診がおすすめです。

特定健診は国保に加入している40歳以上の人が対象で、治療中の人も受けられます。国保が出来たころの健診は、病気を早期に見つけて、早期に治療するという目的が強かったのですが、この特定健康診査は、それに加えて、将来的に「生活習慣病」になる可能性が高い人を見つけて、生活習慣を改善することで、病気になる体づくりをする目的もあります。改善には、保健師や管理栄養士ら専門のスタッフがお手伝いしますので、ぜひ特定健診を受けてください。毎年、受けることをおすすめします。
【問い合わせ】特定健康診査については、健康づくり推進課 ☎911-1819・☎925-0230

特定健診の対象者には、5月の中旬くらいに受診券を送付する予定です。